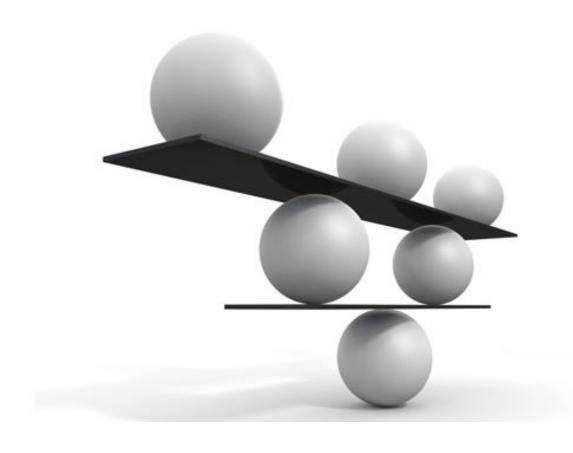
# 公正な研究活動のために

- 貴方も責任ある研究者です -



「研究者等」とは、本学の役員、教職員及び学生その他本学の施設・設備を利用して研究に携わる全ての者をいう。

(「国立大学法人埼玉大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規則」第2条第1号)



研究活動不正防止推進室

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日、文部科学大臣決定)が適用された平成27年4月以降も、特定の研究者が長期間にわたり多くの論文等において不正行為を行う事案が認められます。

<u>研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の</u> 本質に反するものであり、科学そのものに対する背信行為で す。

本リーフレットは、不正行為を未然に防ぐために、「研究活動上の不正行為とは何か」、「責任ある研究活動とは何か」等を理解していただくことを目的として作成しました。本学では、教職員に限らず学生等についても「研究者等」と位置づけています。ので、公正な研究活動に努めるようお願いたします。

### 研究活動上の不正行為防止に関する規則(概要)

- I 不正行為等の定義
- 1.対象とする不正行為 論文等の捏造、改ざん、盗用等
- 2. 対象とする研究者等 本学の役員、教職員、学生、その他本学において研究に携わる全ての者
- 3. 研究倫理教育 研究倫理規範の修得及び研究倫理向上のための教育

#### Ⅱ 研究者等の責務

- ・研究倫理教育の受講
- ・研究データの保存・開示

#### Ⅲ 責任体制等

- 1. 責任体制
  - ・最高責任者・・・学長
  - ・統括責任者・・・研究担当理事
  - ・研究倫理教育等責任者・・・部局長
- 2. 不正行為防止のための取組
  - ・不正行為防止の基本方策・防止計画の策定、通知
  - ・研究活動不正防止推進室の設置
  - ・研究者等に対する研究倫理教育の実施など



・存在しないデータ、研究成果等を作成すること。



・研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、 研究活動によって得られた結果等を真性でないものに 加工すること。



・他の研究のアイディア、試料、分析・解析方法、データ、 研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は 適切な表示なく流用すること

#### その他

上記以外でも、研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念上に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が 甚だしいものは、不正行為とみなします。

次の行為などは、不正行為とみなされる可能性が高い事例です。

#### ·二重投稿

複数の学術雑誌等に実質的に同一内容の論文等を投稿すること。

・不適切なオーサーシップ(著作者表示)

論文の内容にほとんど寄与していない者を著者に入れたり、逆 に重要な寄与をした者を著者に入れなかったりすること。

- ・実際には実験を行っていないのに、あたかも その結果で得られたデータとして作り上げて発 表した(捏造)
- ・実験によるデータではあるが、想定していた ものと異なっていたため、データに切り貼りを して公表した(改ざん)
- ・研究室の学生が実験で得たデータを当該学生 の了解を得ず、自分の論文に使用し発表を行う ことや既に発表された論文やWebサイト上の記載 をそのまま自身の論文に出典を明記せず転記し て公表した(盗用)



研究活動における不正行為により、 学位が取り消される場合もあります。 競争的資金による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為があったと認定された場合、不正行為に関与した者については、競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金への応募についても制限する場合がある。

これらの応募の制限の期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2年~10年間とする。

(別表 2)

不正行為に係る応募制限の対象者			不正行為の程度	応募制
(4.)			小正11荷の住皮	限期間
不正行 為に関 与した 者(4. (2))	1. 研究の当初から不正行 為を行うことを意図してい た場合など、特に悪質な 者			10年
	2. 不正行 為があっ た研究に 係る 等の著者	当該論文等の 責任を負う著 者(監修責任 者、代表執筆	当該分野の研究の進展へ の影響や社会的影響が大 きく、又は行為の悪質性が 高いと判断されるもの	5~7年
		者又はこれら のものと同等 の責任を負う と認定された もの)	当該分野の研究の進展へ の影響や社会的影響が小 さく、又は行為の悪質性が 低いと判断されるもの	3~5年
		上記以外の著 者		2~3年
	3. 1. 及び2. を除く不正行 為に関与した者			2~3年
不正行為に関与していないものの、不 正行為のあった研究に係る論文等の 責任を負う著者(監修責任者、代表執 筆者又はこれらの者と同等の責任を 負うと認定された者)(4.(3))			当該分野の研究の進展へ の影響や社会的影響が大 きく、又は行為の悪質性が 高いと判断されるもの	2~3年
			当該分野の研究の進展へ の影響や社会的影響が小 さく、又は行為の悪質性が 低いと判断されるもの	1~2年

### 信頼性・客観 性の保証

研究成果の信頼性は、科学の発展の基盤です。研究成果の発表にあたっては、研究手法やデータ処理は適切か、再現性は十分確認されているか、先入観や偏見に捉われていないか、慎重に検証することが必要です。

そのため、他の研究者や学生と相互に忌憚なく議論 し、チェックし合える環境をつくることや、論文等 に誤りがあった場合、速やかに訂正を公表する必要 があります。

# 研究記録・試料の保管

研究成果は、他の研究者による厳しい評価と批判を経て「真理」として認められます。

研究に関係した、資料、試料、実験ノート・研究 ノートの記録、データ、等については、論文等の発 表後も適切に保管・管理することによって、事後の 検証を可能にし、研究成果の信頼性・客観性を担保 することとなります。

また、不正の疑念を受けたときは、自ら疑いを覆すに足りる証拠を示す必要があります。

#### 引用のマナー

新たな発見は、先行する研究成果のうえに成り立っ ています。

成果を公開するときは、先行研究からの引用や参照 文献等についての出典を適切に明記することで、盗 用の疑念を受けることが避けられます。 研究者倫理に関する規範意識の徹底を図るために、研究者等に対し、研究倫理教育の受講を義務づけています。

実施方法は、原則として本学が指定する e-learning教材を受講することとしてい ます。

受講対象者へは、研究倫理の受講について、通知しています。

## 不正行為 事前防止 の取組

実験・観察をはじめ研究活動の過程、論 文や報告など研究成果発表のもととなっ た研究データ等の保存と必要に応じた開 示を研究者等に求めることとしています。 なお、保存期間については、以下のとお りです。

- ・資料(文書、数値データ、画像等)→原則、当該論文発表後 I O 年間
- ・試料(実験試料など)、装置等→原則、当該論文発表後5年間

本学の研究活動における不正行為等の関係規則等については、 以下のURLにて掲載しています。

URL: https://www.saitama-u.ac.jp/guide/disclosure/research/



文部科学省のガイドライン含む「研究活動における不正行為への対応等」については、下記URLのページに掲載されています。

https://www.mext.go.jp/a\_menu/jinzai/fusei/index.htm

競争的研究費制度の「不正行為の取扱いに関する申合せ」等については、下記URLのページに掲載されています。

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/

研究活動上の不正行為に関する相談・告発等窓口については、以下のとおりです。なお、個人の秘密は保護いたします。

○ 相談窓口

産学官連携・ダイバーシティ推進課

TEL: 048-858-9158

E-mail: krinri [at] gr.saitama-u.ac.jp

○ 告発窓口

総務部総務課

TEL: 048-858-3005

E-mail:soumu [at] gr.saitama-u.ac.jp ※[at]は半角記号@に直してお送りください。